

インバウンド受入支援事業業務委託 業務仕様書

1 目的

沖縄県中部広域圏内(沖縄市・うるま市・北谷町・北中城村・中城村)でインバウンド受入を行う観光施設等を対象に、インバウンドに関する専門知識を有する者から受入れに関するアドバイス等の支援を行うことにより、観光施設等のインバウンド受入体制整備の支援に取り組む。

2 対象等

沖縄県中部広域圏内(沖縄市・うるま市・北谷町・北中城村・中城村)でインバウンド受入を行う観光施設等

3 業務内容

沖縄県中部広域圏内(沖縄市・うるま市・北谷町・北中城村・中城村)でインバウンド受入を行う観光施設等を対象に、通訳ガイドを講師に迎え、インバウンド(台湾・中国・英語圏の観光客)を意識した、「外国人観光客の視点」を具体的に伝えつつ、受入体制の整備(新型コロナウイルス感染症の対策を含む)やサービス向上に関するアドバイス等の支援を行う。

手法としては、受託者手配による6名の通訳ガイド(台湾2名・中国2名・英語圏2名)を講師として、バスツアー形式により1日5施設程度を実際に視察し各観光施設に応じた的確なアドバイス等の支援を行う。また、バスツアー形式による視察は週1回程度の実施頻度とし3回以上実施すること。なお、1事業所に対するアドバイス等の支援は1回とする。

4 実施業務

- (1) 中部広域圏内支援対象観光施設等の選定調整(委託者と調整)
- (2) 支援対象観光施設等との日程調整
- (3) バスの手配(3回以上)
- (4) 通訳ガイド(台湾2名・中国2名・英語圏2名)の手配(3回以上)
- (5) 支援実施当日の進行管理(受託者社員1名×3回以上)
- (6) 業務実施報告書の作成及び提出

報告書については、国籍別インバウンド(台湾・中国・英語圏)の行動傾向や嗜好等を記載したうえで各観光施設の個別支援内容を報告すること。

5 実施期間

令和2年8月3日(月)～令和2年10月30日(金)

6 成果品

業務実施報告書(紙媒体及び電子ファイル) 一式

7 成果品の利用及び著作権

本事業において作成されるデータ及び報告書等の著作権及び所有権は委託者に帰属する。ただし、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

8 業務履行に関する措置

委託者は、本委託業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に委託者に書面で通知しなければならない。

9 機密の保持

受託者は、本委託業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本委託業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

10 仕様変更

やむを得ない理由により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ双方協議のうえ、合意を得ること。